

湯川村農業振興ビジョン【概要版】

令和3年3月策定

第1章 ビジョンの策定方針

P.1

ビジョン策定の目的	本村農業の現状と課題を分析し、今後の本村の農業・農村振興に向けた行政の役割と目指すべき方向を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本村の農業・農村の一層の振興を図ることを目的とする。
ビジョンの位置付け	村政運営の基本指針となる「第五次湯川村振興計画」に基づき、国の「食料・農業・農村基本計画」、福島県の農林水産業振興計画「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」等の内容を踏まえ、本村の農業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。
ビジョンの計画期間	令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5ヵ年計画とする。 （※村第五次振興計画後期計画の計画期間と同期間とする。）

将来に向けた基本目標（将来像）

明日へつなぐ湯川村農業の実現

～担い手の確保と地域の特徴を生かした経営の展開により、魅力ある農業の持続的な発展と優良農地の保全を目指します。～

課題の解消！
強みの強化！
弱みの克服！

第2章 本村農業の現状と課題（「強み」と「弱み」）

P.2～10

1 農業経営体

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○販売農家数は年々減少、高齢化で3割が70歳以上 ○認定農業者数は減少傾向、(株)会津湯川ファームが、今後、村の農業をけん引する主力経営体として期待大 ○平成25年度を最後に新規就農者がいない ○村基本構想農業所得目標300万円以上農業者が、村認定農業者全体の割合でわずか3割程度 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業者の急激な高齢化・後継者不足への早急な対応と特にこれからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成 ●新たな法人経営体の設立の推進や既存の法人経営体の更なる育成等 ●新規就農希望者が就農しやすい環境づくりや、就農後の支援体制の構築等 ●コストの削減、新たな販路拡大及び農業の高付加価値化を目指しながら、一層の所得向上が図られる支援体制の確立

【強み】

- ◇(株)会津湯川ファームの設立により、既存農家へのセーフティネットが確立
- ◇県内を代表する良質米の産地（平均収穫量（単収）県内一）
- ◇ふるさと納税事業返礼品の村産コシヒカリは全国において好評
- ◇年間120万人が来場する「道の駅あいづ」内の農産マーケットにおいて、村産の農産物の出荷・販売が可能

【弱み】

- ◆農業者の高齢化や後継者不足が年々深刻化
- ◆近年新規就農者がいない。また、新規就農における相談体制や研修体制等の構築が不十分
- ◆担い手となる集落営農組織や法人経営体が少ない
- ◆農業の高付加価値化（六次化等）の取組が発展途上段階で、確実な農業所得の向上への結び付きが弱い

2 農地

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○耕地面積は令和元年現在で1,100haのうち遊休農地は無いがH27農林業センサ調査上の耕作放棄地は14haの状況 ○水田を中心に担い手への農地集積は農地中間管理事業の活用により堅調に推移傾向だが、担い手における規模拡大については、ほぼ限界に近い状況となっていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は畑地の急速な遊休農地化が懸念されるため、その対策の検討が必要 ●今後農地集積面積の拡大を図るには、農業法人や集落営農等の大規模経営体の育成や、一部ほ場整備除外地区における生産性向上のための基盤整備の取組等が必要

【強み】

- ◇村内全域が平坦地で土壌も肥沃、水田経営においては好条件
- ◇担い手への集積率は、県内でも上位の集積率
- ◇村と農業委員会等との連携・調整が十分に図られている
- ◇村内のほ場整備率はほぼ100%、米の収穫量（単収）は県下一
- ◇水田における遊休農地ゼロ、有害鳥獣等被害はほとんどなし
- ◇多面的機能支払交付金事業の活動が集落単位で活発化

【弱み】

- ◆農家の高齢化等により、将来的に農村の持つ多面的な機能の低下が危惧される
- ◆水路等の農業用施設の老朽化が危惧される
- ◆一部ほ場整備除外地における生産性の低下
- ◆農地中間管理事業や人・農地プラン実質化推進において集落一丸での話し合いや取組が低調（危機感希薄）

3 農業算出額及び部門別生産状況

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○これまで全生産の約7割以上を占める水稻を中心に、園芸作物や畜産との複合経営が展開され、農業産出額は昭和60年に約28億円でピークとなったが、その後現在まで下降傾向 ○近年特に、園芸や肉用牛については高齢化等に伴う生産農家の減少等が顕著 ○米については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後更に、需要量の減少・価格の低下が懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> ●本村での大きな生産割合を占める米の価格の維持・向上対策が最優先課題 ●需要に見合った農作物の生産を推進し、米以外の農作物の生産についても引き続き推進・支援が必要

【強み】

- ◇米の10アールあたりの収穫量（単収）については、数年に渡り県内一で推移
- ◇道の駅あいづや新設されたJAの選果・予冷施設「会津野菜館」活用による、複合経営化の更なる可能性の期待

【弱み】

- ◆全体的に稲作一辺倒の生産傾向であり、複合経営等生産者の確保が厳しい状況
- ◆特に花き農家、畜産農家が減少傾向

4 東日本大震災・原子力災害及び新型コロナウイルスの影響

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災原子力災害による風評被害の中、ブランドイメージ回復の取り組みを現在までに様々展開してきたが、いまだ完全には払拭できず、国の農林水産物・食品の輸入規制についても20の国と地域が依然として継続しているのが現状 ○新型コロナウイルス感染拡大により、国内の農業者等が大きな影響を受け、国においては経営安定に向けた支援等が措置されたが、国家間での取引が遮断され、食料輸入に大きな影響を及ぼしており、改めて国内の食料安全保障の確立の必要性が認識されたところでもあり、今後とも世界的な不測の事態が発生する可能性も考慮しなければいけない不安定な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在においても、合理的な検査体制のもと食品の安全が確保されているにもかかわらず、農作物を中心に買い控えの消費行動が一部に見られる状況であり、今後も国内外に向けた丁寧な情報発信を行っていくよう国、県等への働きかけが必要 ●本村における新型コロナウイルス感染拡大の影響は、特に花き生産及び畜産農家に大きな影響があり、今後も国の支援策については、アフターコロナ等の状況も含め、万全の措置を講じるよう要請するとともに、こうした情勢の中で、農業を下支えし、本村の大部分を占める中小・家族経営体の重要性についても再認識し、今後、維持・継続できる支援策について十分に考慮・検討することが必要

第3章 湯川村農業の目指す姿 P.11~13

1 基本目標

本ビジョンの基本目標（将来像）を、
「明日へつなぐ湯川村農業の実現」
 とし、担い手の確保と地域の特徴を生かした経営の展開により、
 魅力ある農業の持続的な発展と優良農地の保全を目指す！

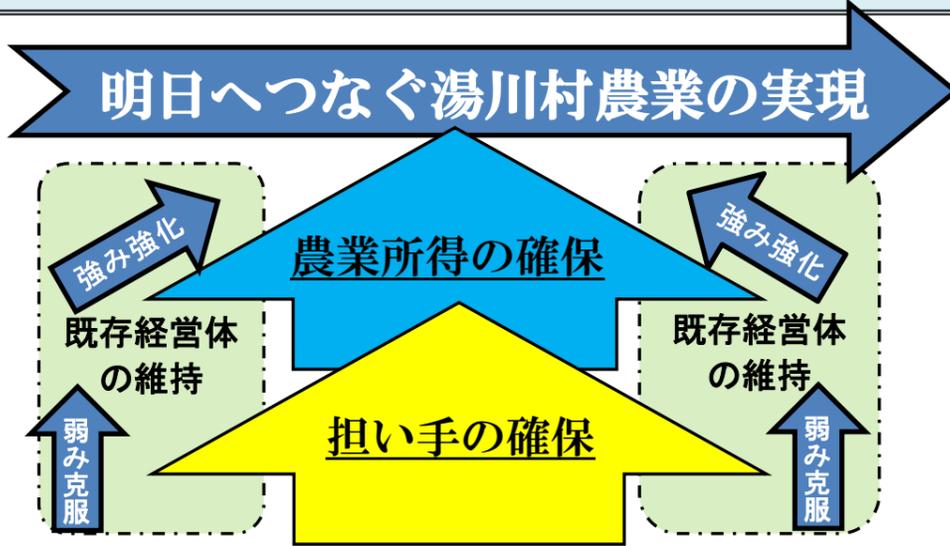
2 目指す農業経営の姿と所得目標

本村農業が魅力ある産業として、他産業並みの所得が得られ、若者等の職業選択の対象となり、農業者の更なる営農活動のステップアップを推進することが重要であることから、今後は、新たに園芸単一型や先進的な営農類型も示しながら、
農業従事者一人当たり300万円以上・1個別経営体当たり450万円以上
 を農業所得目標とし、この所得目標達成のための事業推進・事業支援を行う。

3 課題解決に向けた取組の方向性

本村農業が直面している課題の解決に向け本ビジョン期間5ヵ年に取り組むべき4つの方向性

- ◇持続的な農業経営が可能となる所得の維持・向上 ⇒ 農業所得の向上
- ◇農業・産地を支える担い手の安定的な確保 ⇒ 担い手の確保
- ◇農村・農地を守る中小規模・家族経営体の維持 ⇒ 既存経営体の維持
- ◇将来目標に向けた村農業の課題の解決 ⇒ 強みの強化と弱みの克服



4 湯川村農業におけるSDGsへの取組

国連サミットにおいて、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられている。
 わが国においても、農林業分野において環境と調和した持続可能な農業を推進できるよう、農業者の生産活動や消費者の購買行動への働き掛け等、具体的な対策を積極的に推進することとしており、本ビジョンにおいても多様な事業を推進する観点から、各事業について、SDGsに掲げられた17の目標に関連づけながら、取り組みを推進することとする。

「基本目標」達成のための各種取組みの展開！

第4章 農業振興策 P.14~34

※各事業の展開項目それぞれに「目標指標」(目標年度R7)を設定し、その目標達成に向けた推進事業を展開していく。

施策の主要取組	基本施策及び事業の展開	※「施策概要一覧」参照
1 農業構造の強化に向けた取組 ○担い手の育成・確保 ○農地の集積・集約化と有効活用	(1)多様な担い手の育成・確保 (2)農地の集積・集約化と有効活用	①新規就農者の育成・確保 ②認定農業者の育成・確保 ③集落営農組織等の育成及び農業経営の法人化 ④女性農業者の経営参画の推進・家族経営体等の維持支援 ⑤(株)会津湯川ファームの育成・支援等 ①担い手への農地の集積・集約化の加速化 ②遊休農地等の発生防止と解消
◆新規就農者の就農準備・開始段階への支援、後継者への農地等の資産や技術の継承、農地集積化等に対する支援 ◆担い手の規模拡大、省力・低コスト化、経営力の向上、経営の法人化、ネットワークの構築等に向けた支援 ◆女性農業者経営参画及び家族等経営体への支援 ◆(株)会津湯川ファーム将来目標の達成に向けた支援		
2 農業所得向上に向けた取組 ○農業経営の安定化 ○振興作物の産地化 ○販路の拡大 ○特色ある農業の推進	(3)水田農業の振興 (4)園芸作物の振興 (5)畜産の振興 (6)6次産業化・販路拡大・地産地消等の推進 (7)環境にやさしい農業の推進	①需要に応じた米生産と水田フル活用の推進 ②多様な米づくりの推進 ③経営所得安定対策や収入保険制度への加入促進 ①高収益園芸作物との複合経営の推進 ①生産基盤の強化と耕畜連携の推進 ①6次産業化・地産地消の推進 ②農畜産物の販路拡大 ③GAPの推進 ①環境保全型農業の推進 ②資源循環型農業の推進
◆水稲から高収益な園芸作物への経営転換支援 ◆「会津湯川米」のブランド化に向けた取組・支援 ◆スマート農業等省力化栽培技術の促進に向けた支援 ◆収入保険制度加入促進 ◆園芸作物の拡大と施設化等支援 ◆6次産業化サポーター設置、商品開発、マーケティング、新商品開発・製造、販路開拓等活動支援 ◆福祉農業の充実と就労支援 ◆トップセールス等による情報発信と販路開拓・拡大、活動支援 ◆「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」等での農作物販路拡大支援 ◆GAP認証取得に係る支援		
3 農村環境・農業基盤の整備保全と地域間交流等の取組 ○農村環境の保全と農業基盤の整備 ○移住・定住及び地域間交流の推進	(8)農村環境の維持強化 (9)農業生産基盤の整備 (10)移住・定住と地域間交流 (11)有害鳥獣による農作物被害の防止と軽減	①農業・農村環境保全活動の推進 ①農業農村整備事業の推進 ①移住・定住の促進 ②グリーン・ツーリズム等の推進 ①有害鳥獣による農作物への被害防止対策
◆多面的機能の維持・発揮等の共同活動への支援 ◆農業水利施設等の維持管理・長寿命化事業への取組推進 ◆就農支援施設や空家の利活用及び受入農家等の拡充 ◆情報発信の強化、各種イベント等でのPR活動、誘客活動の実施、都市等交流推進、農泊・農業体験受入支援 ◆有害鳥獣駆除隊員の確保、被害防止対策への支援		

第5章 ビジョンの実現に向けて P.35~36

- 1 施策・事業の実現に向けて**
 本ビジョンの推進にあたっては、農業者、農業関係団体、村民、その他関係機関・団体等との連携・協力により、各種施策・事業を効率的に推進・展開する
- 2 各関係者等の役割分担**
 本ビジョンの確実な実現に向け、農業者・農業関係団体・村民・行政等のそれぞれの役割を定める
- 3 ビジョンの進行管理**
 各種施策の進捗状況や成果を年度ごとに検証を行い、効率的かつ効果的な施策展開を図っていく
- 4 ビジョンの実現に向けての営農類型と経営指標**
 所得目標の達成を可能とするための、今後本村において主要と見込まれる営農類型を提示

「第4章 農業振興策 - 3 推進する施策」(P. 14~34)の施策概要一覧



施策の主要取組	基本施策及び事業の展開	事業の概要(支援策の概要)	主な推進施策(支援策)	関連する目標指標(～RT)
1 農業構造の強化に向けた取組 ○担い手の育成・確保 ○農地の集積・集約化と有効活用	(1) 多様な担い手の育成・確保	①新規就農者の育成・確保 ●県、JA等の関係機関・団体や地域農業を支え、けん引する担い手等との連携を図りながら、農業の内外的な青年層の新規就農者の確保を促進するとともに、併せて経営継承や就農後の安定的な定着に向けた支援を図る ●村内の他産業からの転職による新規就農者についても支援するとともに、J・Iターンする新規就農者が本村での就農に必要な、「住居」、「農地」、「技術」、「資金」、「情報」、「仲間」等について、村としても空き家情報、農地情報、技術講習、制度資金等のきめ細かい情報提供に努めていく	◆次世代を担う農業者となることを志向する者に対する就農準備・開始段階への支援 ◆後継者のいない農業者と経営継承希望者とのマッチングや農地等の資産や技術の継承に対する支援	新規就農者数 0→5人
		②認定農業者の育成・確保 ●本村の農業を支え、地域をけん引する経営感覚のある担い手の育成・確保を図るため、人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者等、地域農業の担い手を認定農業者への誘導を図るとともに、これら担い手の規模拡大や経営力の向上等、担い手の経営拡大等に向けた支援を行い、認定農業者の経営状況や様態に応じた支援を図る	◆担い手の規模拡大や省力・低コスト化に向けた支援 ◆担い手の経営力の向上に向けた支援 ◆担い手のネットワーク組織の活動支援	認定農業者数 105→120人
		③集落営農組織等の育成及び農業経営の法人化 ●地域農業の担い手としての役割が期待されている集落営農について、地域での取り組み体制の整備、核となる人材の育成を支援し、集落営農によるコスト削減や農作業の組織化、効率化などの具体的なメリットを周知しながら、関係機関・団体と連携し、更なる組織化を促進 ●経営規模拡大や生産性の向上、高齢農家や兼業農家などの負担軽減のため、基幹的農作業を受託する生産組織を育成・支援するとともに経営管理能力の向上や新規就農者の確保、農地の有効利用などを促進するため、法人経営を目指す農業者や農業者グループの法人設立を支援する	◆集落営農等の組織化や農業経営の法人化に向けた活動支援 ◆農業用機械・施設の共同利用に向けた支援	集落営農組織数 1→3組織 農業法人数 3→5法人
		④女性農業者の経営参画の推進・家族経営体等の維持支援 ●女性農業者の農業経営における役割や就農条件を明確にした家族経営協定の締結や認定農業者への誘導を推進し、女性農業者が意欲的に農業に取り組めるよう支援する ●本村の大部分を占める中小・家族経営体についても、将来に渡り本村の農業・農村を維持し次の世代に継承していくために重要な役割を担っている観点から、経営を維持・継続できるよう支援を検討する	◆女性農業者経営参画及び家族等経営体への支援 ◆家族経営協定の締結や認定農業者への誘導支援	女性認定農業者数 2→10人 中小規模農家数 361→350戸 家族経営協定数 1→5件
		⑤(株)会津湯川ファームの育成・確保 ◆(株)会津湯川ファームの将来目標に向けた支援等 会津湯川ファームについては、地域貢献をベースとした事業活動を展開していくことが求められることから、以下の項目について将来目標として位置付けながら、会津湯川の里等との連携・共同により、本目標に向けた取組みが着実に達成できるよう、村をはじめ各関係機関等と協力・連携しながら将来にわたり支援を実施していく。(将来目標に向けた取組の開始時期、優先順位及び役割分担等については、湯川ファームの経営等の状況をみながら、毎年度策定する、実施計画・アクションプラン等において段階的に推進していくこととする。) 【(株)会津湯川ファームが将来目標として取組むべき項目】 ①村内の農地を将来に渡り守っていく取組 →担い手不足等の農地の受け皿の役割、生産調整・需給調整に貢献する取組、村内の畑地の積極的利用による遊休農地の発生抑制の取組 等 ②湯川米のブランド化に向けた取組 →地域の担い手農家と連携し、会津湯川米のブランド化を目指す取組、独自の販売ルートの確保及び米の輸出等自家販売の強化の取組 等 ③園芸施設(観光農園等)や道の駅を中心とした地域振興の取組 →道の駅近くに園芸施設を整備し道の駅に出荷できる体制構築の取組、観光園芸等を実施し道の駅から集客する取組、園芸施設等を整備しその施設を就農希望者等に貸出し、農業研修等ができる体制構築の取組、園芸施設を活用し、福島大学や地元農業高校、障がい者施設等と連携し共同事業を展開する取組 等 ④スマート農業の取組 →スマート農業を実践しその結果や成果を踏まえ村内の担い手等にも普及を広める取組、ICT施設園芸を活用した観光農園として道の駅等から集客する取組 等 ⑤後継者・担い手の育成の取組 →研修機能を備えた農業振興施設の整備を検討し担い手育成を図る取組、園芸施設を貸出した実践的研修実施の取組、村内新規就農者のハックアップ・フォローアップの取組 等 ⑥その他の取組 →米や6次化商品の自主販売を見据え販売部門を立上げ強化する取組、村と協力・連携し、ふるさと納税の返礼品や物産等について研究・開発を行う取組(ブランド米、6次化商品、農業体験等のメニューの構築等)、外部へ向けた湯川村の農業・観光等の情報発信の強化の取組	◆(株)会津湯川ファームの作成と定期的な見直しへの誘導や支援 ◆担い手への農地の集積・集約化への支援	事務所・倉庫等整備(農業振興施設)～R5整備検討 農業用機械購入 農業用施設整備 ・育苗施設等 ・トラクター2台 ・田植機2台 ・コンバイン2台 ・軽トラック2台等 経営面積 水稲60ha 園芸0.5ha 当期利益金 +3,000千円 ※R4決算黒字化 その他将来目標へ向けた取組への検討・実施
	(2) 農地の集積・集約化と有効活用	①担い手への農地の集積・集約化の加速化 ●担い手への農地の集積・集約化による担い手の経営基盤の強化と遊休農地の発生防止・解消を図るため、農業委員・農地利用最適化推進委員及び関係機関・団体等と連携し、人・農地プランの実質化の支援を行うとともに、農地中間管理機構等を通じて農地所有者と担い手のマッチングを図る	◆人・農地プランの作成と定期的な見直しへの誘導や支援 ◆担い手への農地の集積・集約化への支援	人・農地プランの実質化3→27集落 担い手への農地集積率69.2→80%
		②遊休農地等の発生防止と解消 ●遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消を図るため、農地法に基づく農業委員会による利用意向調査や指導等により、遊休農地の発生の未然防止対策や耕作放棄意向の的確な把握に努めるとともに、対象農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めながら、あわせて、農業者等による遊休農地化が危惧される農地の再生利用の取組みに対する支援を図る	◆遊休農地・耕作放棄地の利用意向調査、指導等の未然防止対策 ◆遊休農地化が危惧される農地の再生利用等の取組みに対する支援	遊休農地面積 0ha維持 耕作放棄地面積 14→10ha

施策の主要取組	基本施策及び事業の展開	事業の概要（支援策の概要）	主な推進施策（支援策）	関連する目標指標（～RT）
2 農業所得向上に向けた取組 ○農業経営の安定化 ○振興作物の産地化 ○販路の拡大 ○特色ある農業の推進	(3) 水田農業の振興	①需要に応じた米生産と水田フル活用の推進 ●米消費の減少による生産量や急激な作付けの減少が今後も見込まれます。そうした中でも安定した米の供給を図るため、国の政策である「経営所得安定対策事業」に基づき、需要に応じた生産と地域の特性を生かした産地づくりを推進し、産地交付金の活用によるもともと水田であった土地でのキュウリ、トマト、ネギ、アスパラガス、花き等の高収益な園芸作物の栽培拡大を推進します。併せて、水田を水田として活用できる政府備蓄米、飼料用米、加工用米をはじめとした新規需要米等や食料自給率の向上につながる、麦・大豆・ソバ等の生産拡大を支援し、需要に応じた米生産と水田フル活用を推進する	◆水田活用の直接支払交付金を活用した生産支援 ◆産地交付金等による水稲から高収益な園芸作物への経営転換に対する支援 ◆新規需要米等の生産拡大に向けた支援	水稲作付面積 ・うち主食用米 754→720ha ・うちその他需要米 197→216ha 高収益作物転作面積 20→35ha
		②多様な米づくりの推進 ●本村は全国有数の良質米の産地として、風評被害の払拭やアフターコロナ対策のひとつとし、従来の「会津米」と差別化し、「会津湯川米」としてのブランド化の推進を図り、産地力の強化を目指し、産地力強化の1つとして、従来より本村で作付され、一定の評価をいただいている「コシヒカリ」のほか、GAPの取得が作付条件となる、福島県が開発したオリジナル新品種「福、笑い」の生産着手を検討 ●近年、主食用米の中食・外食の需要が増加している中、米の需要動向を踏まえた多様な米づくりの推進と併せ、そうした取り組みを下支えするための安定した稲作経営と農業収入を確保するため、スマート農業や直播栽培等による省力化栽培技術の導入や生産コストの低減、担い手への農地の集積・集約化や作期分散が可能な品種の組合せによる規模拡大を促進し、コストを抑え収益性の向上を図る ●県内でも有数の優良水稲種子採種ほ場地域の維持を図る	◆「会津湯川米」のブランド化に向けた取組・支援 ◆ブランド米の集荷・流通・販売体制の確立に向けた取組・支援 ◆実需者との安定取引の拡大に向けた支援 ◆実需者との連携による業務用多収米等の生産拡大に対する支援 ◆スマート農業、直播栽培等の省力化栽培技術の促進に向けた支援 ◆水稲種子生産の維持に対する支援	会津湯川米ブランド化研究会（仮称）→設置 ブランド米作付面積（福笑い等） 0→10ha 水稲種子生産ほ場 65.3ha 維持
		③経営所得安定対策や収入保険制度への加入促進 ●米・麦・大豆・ソバ等の土地利用型農業の経営安定のための担い手を対象とする経営所得安定対策への加入促進と併せ、多様な農業の経営安定のための品目に限定せず価格下落による農産物の販売減収も対象となる新たなセーフティネットの収入保険制度への加入促進を図る	◆経営所得安定対策（ナラシ対策等）への加入促進 ◆収入保険制度への加入促進	経営所得安定（ナラシ対策）加入者 82→60人 収入保険加入者 12→50人
	(4) 園芸作物の振興	①高収益園芸作物との複合経営の推進 ●園芸振興作物（高収益作物）の規模拡大や新規就農者に対する初期投資支援等により、品質・生産性を向上させ、農家収入の増額を目指すとともに、将来的には、良質で安定的かつ大量に供給できる産地の形成が図られるよう、村内優良畑地の有効利用等も視野に入れ、作付面積の拡大とともに高品質で長期間に安定的な生産量が確保できる施設化や栽培体系を推進し、産地形成の確立と供給体制の強化を推進 ●園芸作物と基幹作物である水稲との複合経営による収益性・生産性の高い農業経営を確立した経営感覚に優れた経営体は、村内に数多くおり、これら経営体を模範としながら、高収益な園芸作物の導入による経営複合化を進め、また、道の駅やJA選果施設等の利用についても推進しながら、村内農家の農業所得向上と経営感覚に優れた経営体の育成の推進を図る	◆高収益な園芸作物への経営転換に対する支援 ◆園芸作物の拡大と施設化への支援 ◆園芸用農業機械導入への支援 ◆優良種苗導入への支援	園芸農家戸数 40→50戸 園芸振興作物（高収益作物）作付面積 11.7→20.7ha
		(5) 畜産の振興 ①生産基盤の強化と耕畜連携の推進 ●村内畜産農家に対し、今後も肉用牛の導入及び貸付などの支援を行うことにより、畜産物生産基盤の強化を図るとともに、肉用牛については、資質の良い繁殖基礎雌牛の導入を推進し、飼養規模の拡大を促進し、家畜排せつ物を有機質肥料として有効活用を促進するとともに、畜産農家における衛生管理の徹底と家畜の防疫体制の強化に努める	◆施設整備や機械導入への支援 ◆優良基礎雌牛や肉用牛肥育素牛導入への支援 ◆家畜防疫体制の強化に対する支援 ◆耕畜連携（有機肥料利活用）の促進・支援	畜産農家数 3→5経営体
	(6) 6次産業化・販路拡大・地産地消等の推進	①6次産業化・地産地消の推進 ●農業所得や雇用の増大を図るために6次産業化を目指し、農商工連携による付加価値を高める農業を併せて推進し、村加工施設の更なる利活用を図りながら農林業者等による新商品開発・製造、販路開拓等を支援し、村・関係機関が一体となり本村農産物のブランド化を推進し、農家自らが農産物を原料として、農業ができない冬期間に加工品づくりを行うことにより、農家の所得向上、地域経済の活性化、雇用の創出等を目指すとともに、高齢者や障がい者による福祉農業や就労支援等を充実させ、生きがいづくりや生産物に対する付加価値を高めた農業を推進する ●全国的にも珍しい本村の「朝ごはん条例」に基づく地元での消費拡大の推進や村内公共的施設及び学校給食等における村産の米や野菜などの農産物の自給率向上に努め、地産地消による消費拡大を推進するとともに、単に消費拡大に向けた取り組みをするだけでなく、生産者が学校給食の場に訪れることで生産者の「見える化」を図るとともに生産者のモチベーションの向上につなげ、食育についても各関係団体等と連携し推進を図る	◆6次産業化サポーターの設置による商品開発、マーケティング支援 ◆農業者等による新商品開発・製造、販路開拓等に向けた活動に対する支援 ◆農業者と観光を含めた商工業者とのマッチング支援 ◆福祉農業の充実と就労支援等の推進 ◆「朝ごはん条例」を核とした、地産地消・食育の推進	6次化等組織数 2→4組織 農福連携等施設 0→1施設 地産地消関係 ※村内の施設・飲食店・イベント等での湯川産米の使用率 75→95%
		②農畜産物の販路拡大 ●首都圏等でのトップセールスをはじめ、販売イベントや消費者・ふるさと納税協力者等のモニターツアーの開催、本村農畜産物を取り扱う首都圏の事業者との連携による情報発信等を行い、販路促進、消費の拡大を図り、湯川ブランド力の向上に努める ●他市町村や県外で販路拡大に有効とされる取り組みについて先進地研修を行う等、効果的な方法・手段を学び、それらをフィードバックすることで、より効果的な販路拡大に努める ●また、これら国内の取組に加え、国のコメ海外市場拡大戦略プロジェクト等と連携し、農産物の輸出の促進を図る ●「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」とも連携を図り、四季折々の農産物等の情報を広くSNS等を活用しながら提供し、本村のPRと農産物の消費拡大を加速させ、村内の畑地で作付けされる新鮮な畑作物に係る集荷システム等の構築の検討する	◆トップセールス等による情報発信と販路開拓・拡大 ◆先進地視察等による効果的な手法の導入検討 ◆農業者等による国内外の販路開拓に向けた活動支援 ◆「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」等での農作物販路拡大支援	情報発信・PR関係（SNSフォロワー数等） 843→1,500人 販路拡大関係（新規販売ルート数） 0→2ルート 道の駅との連携関係（観光・市民農園数） 1→3か所
		③GAPの推進 ●GAP（農業生産工程管理）は、農作物の品質の向上と安全を確保し、消費者への信頼性の向上が図られ、風評被害の払拭、新たな販路開拓・拡大につながるため、関係機関等と連携し認証取得の推進を図る	◆GAP認証取得に係る支援	認証GAP取得者数 0→10人

施策の 主要取組	基本施策及び事業の展開		事業の概要（支援策の概要）	主な推進施策（支援策）	関連する目標 指標（～R7）
～続き 2 農業所得 向上に向け た取組	(7) 環境にやさし い農業の推進	①環境保全型農業 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●本村の有機栽培や特別栽培、エコファーマーの取組は、原発事故による風評被害の影響を未だ受けており、オーガニック等、食の安全・安心や環境保全を求める消費者ニーズは高いことから、風評被害の払拭とともに、化学肥料、化学合成農薬の未使用や軽減等の取組を推進し、緑肥や堆肥の施用などの環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行い、環境にやさしい農業の普及拡大を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境にやさしい農業に対する支援 ◆環境保全型農業直接支払交付金の活用 	環境保全型農業 取組組織数 4→5組織 Eコファーマー取組者数 114→120人 特別栽培取組面積 54→60ha 有機栽培取組面積 0.2→0.5ha
		②資源循環型農業 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●家畜の排せつ物や稲わら・もみ殻は貴重な有機資源であり、秋のすき込みや堆肥の施用により上質な土づくりに有効活用できることから、適正な衛生管理による家畜排せつ物の堆肥化や稲わら等の焼却防止、耕畜連携を図りながら、有機肥料を有効活用する資源循環型農業の構築を図り、農地の地力増進を推進・支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆稲わら等の焼却防止と有効利用の推進 ◆耕畜連携による家畜排せつ物の堆肥資源の有効利用の推進 	稲わら腐熟促進 剤等施用面積 356→400ha 地力増進・土壌改良 資材等施用面積 260→300ha

3 農村環境・ 農業基盤の 整備保全と 地域間交流 等の取組 ○農村環境の 保全と農業 基盤の整備 ○移住・定住及 び地域間交 流の推進	(8) 農村環境 の維持強化	①農業・農村環境 保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、この機能を守り後世に引継いでいくため、農業者だけでなく非農家住民を含む地域全体での農地や水路、農道等の維持や適正に管理するための共同活動への支援や、耕作放棄地の発生防止活動や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動への支援を行い、農業・農村の環境保全活動の推進を図る ●農家経営の安定を図るため、関係機関との連絡調整を行い、農業者へ気象や病虫害などに関する情報提供や病虫害の防除活動などを促進し、夏期における農業用水濁水対策等についても対策を行いながら農業災害の未然防止に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動への支援 ◆農業災害の未然防止への支援等 	多面的機能支払交 付金活動組織数 (取組農地面積) 10組織 24集落 (944ha) ↓ 10組織 27集落 (1,050ha)
	(9) 農業生産基盤 の整備	①農業農村整備 事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●基盤整備事業は既に村内全域でほぼ完了しているが、更なる農業生産性の向上や担い手への農地集積・集約が図られるよう、基盤整備未整備地域の整備検討や更なる大区画化などの基盤整備事業を検討するとともに、老朽化が進行している農業水利施設については、安定的かつ良好な用排水機能を確認するため、維持管理事業をはじめ、地域の防災減災も踏まえた長寿命化を図るなど、農業構造の改善を実現し、農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく取組について、関係土地改良区等の関係機関と連携しながら推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業水利施設等の維持管理事業への取組推進 ◆農業水利施設等の長寿命化・防災減災対策への取組推進 ◆農地・農業用水等の総合的な整備への取組推進 	改良区土地改良 施設維持管理事業 →毎年度継続 国営造成施設管理 体制整備促進事業 →毎年度継続 国営かんがい排水 事業会津南部地区 →R6完了予定
	(10) 移住・定住と 地域間交流	①移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●青年層を中心とした移住希望者に対し、村農業体験・移住体験施設や空家情報等、本村に移住しやすい受け入れ体制をPRし、本村の魅力や広く情報発信するとともに、各種支援制度の活用を紹介しながら、本村への移住・定住を促進し、新規就農や地域の維持・活性化を図る ●実際に移住した方の実体験等をSNSの媒体等を通じて広く紹介し、移住を希望される方がイメージしやすくなるように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就農支援施設や空家の利活用及び受入農家等の拡充 ◆ホームページによる情報発信の強化、首都圏等における各種イベント等でのPR活動の実施 ◆移住者の体験談等の情報発信 	本村への移住件数 (相談窓口や移住 促進制度を活用し た移住の件数) 2→10件
	(11) 有害鳥獣によ る農作物被害の 防止と軽減	①有害鳥獣による 農作物への被害 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、近隣地域においては、ハクビシン・イノシシ・クマ・サル等の有害鳥獣による農作物への被害は増加・拡大し、農業者の精神的不安や生産意欲の低下による遊休農地の発生が危惧されており、今後、温暖化等の影響により本村への被害も想定されることから、今後想定される被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携の下、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害鳥獣駆除隊員の確保・支援 ◆有害鳥獣の被害防止対策への支援 	グリーン・ツーリ ズム等交流人口 未実施→50人